

管理者は曖昧な業務指示を止めろ！

車掌業務において発生させた些細な事象について、管理者は当該社員に「対策シート」の記入・提出を求めています。

「対策シート」作成にあたり当該社員は管理者に場所と時間を求めるも管理者は、「手待ち時間で記入をしなさい」と指示(?)しました。

大阪第二運輸所の管理者って乗務員勤務制度知っているの？

乗務員勤務制度において「手待ち時間」など発生しないんですよ！！

先日も、管理者が曖昧な指示を行い「業務指示違反」を通告したことが明らかになりました。

また、労働外時間であるにもかかわらず、業務指示(?)に従わなかったとして「業務指示違反」を通告した管理者もいました。

東海労組合員への恣意的なボーナス・昇給カットを通して物言えぬ職場環境をつくりだし、根拠のない管理者の「業務指示」で社員を従わせようとしています。

まさに、『命令と服従』の現れとして表面化してきています。

過去に少額過不足金発生に伴う「チェックシート」作成を管理者が「あなたのためだから」と言って、自己の時間で、記入・提出を指示し、淀川労基署から「管理者の労働時間管理」を注意指導された経緯がありましたが、またぞろ現出してきています。

業務で発生した事象は、業務として明確に対処せよ！

管理者こそ時間管理を厳守しろ！